

# 県有建築物の非構造部材減災化ガイドライン

平成29年6月

福島県土木部営繕課



## はじめに

県有建築物の地震対策は、「福島県県有建築物の耐震改修計画」に基づき、計画的に構造体の耐震化を進めてきており、平成29年4月1日時点の耐震化率は97.5%まで向上しております。

東日本大震災においても、構造体の耐震化が完了した建築物に甚大な被害は発生しておらず、耐震化による効果が確認されたところですが、それらの建築物でも、非構造部材となる天井材やエレベーター、建具などの被害は多数確認されました。

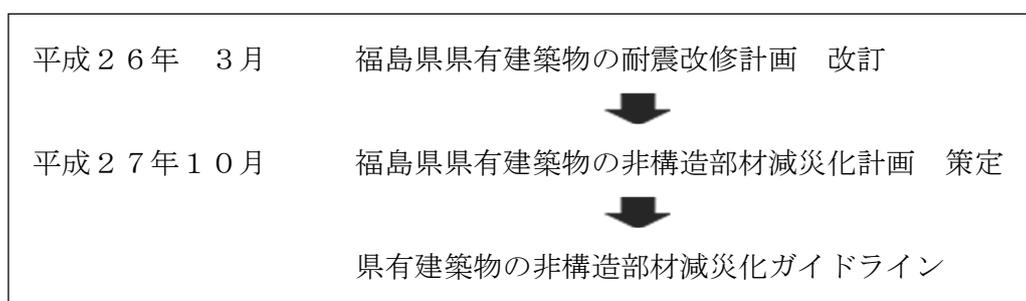
非構造部材の被害は、部材自体の被害にとどまらず、避難経路の遮断や避難場所としての機能不全といった二次的な被害に拡大するため、安全性及び機能の持続性を確保する観点から、応急的な対策が急務となっています。

このため、県では平成27年10月に「福島県県有建築物の非構造部材減災化計画」を策定し、一定条件の天井やエレベーター、建具などの非構造部材を対象とした新たな地震対策（減災化）に取り組んでいます。

非構造部材の減災化を図るための方法は、建物の用途や部材の状況、施工条件等で最適な方法が異なることから、本ガイドラインでは、各部材ごとに、補強（保護）、更新及び撤去など改修工法の考え方や現地調査の注意点等をわかりやすくまとめました。

本ガイドラインで示した基本的な考え方は、県有建築物のみならず市町村等の公共建築物や民間建築物にも共通するものであり、建築物の安全性及び機能の持続性の確保につながるものと考えております。

今後、県内の多くの建築物における安全安心の確保に向けて、本ガイドラインが、非構造部材の減災化を促進する一助となることを期待しています。

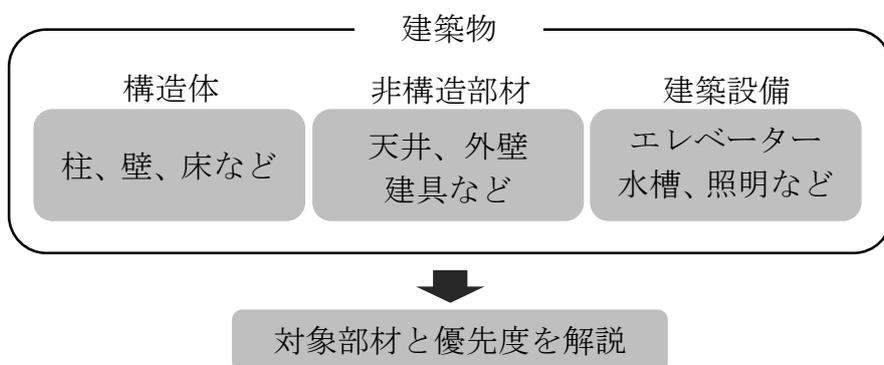


## ガイドラインの構成

本ガイドラインは、主に施設管理者や施設管理者から依頼を受けた専門業者の指標となることを目的としており、「第1 減災化対策の推進」及び「第2 部材別の対策方法」で構成しています。

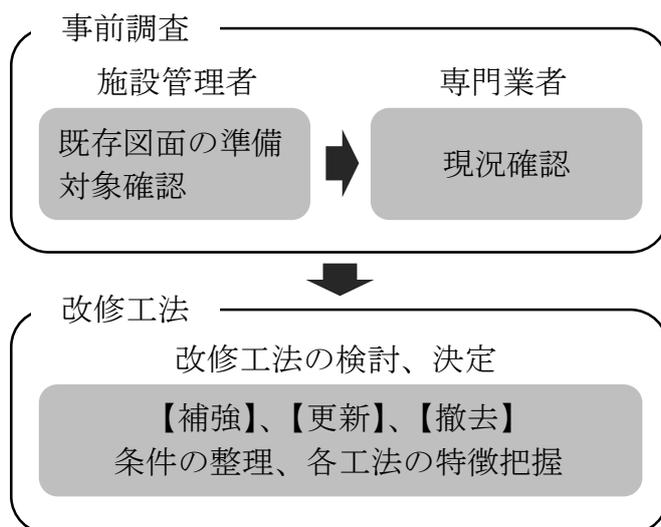
### 第1 減災化対策の推進

「福島県県有建築物の非構造部材減災化計画」に基づき、県有建築物において減災化の対象とする非構造部材とその優先度を解説しています。



### 第2 部材別の対策方法

対象部材ごとに、減災化を実施していく上での事前調査から改修工法を検討するまでのポイントを解説しています。



### 参考資料

非構造部材の日常点検のポイントなどを解説しています。

# 県有建築物の非構造部材減災化ガイドライン

## 目次

### 第1 減災化対策の推進

1 県有建築物の減災化の取組	1
(1) 非構造部材とは	2
(2) 対象部材と優先度	3

### 第2 部材別の対策方法

1 天井	7
(1) 事前調査	9
(2) 改修工法	15
(3) 改修事例	29
2 エレベーター	33
(1) 事前調査	35
(2) 改修工法	38
(3) 改修事例	39
3 建具	43
(1) 事前調査	45
(2) 改修工法	48
(3) 改修事例	51
4 水槽	55
(1) 事前調査	58
(2) 改修工法	64
(3) 改修事例	65

### 参考資料

1 日常点検のポイント	67
(1) 天井	69
(2) エレベーター	70
(3) 建具	71
(4) 水槽	72
(5) その他の非構造部材	73
2 改修案の検討	75
(1) 天井	76
(2) 水槽	81
3 既存アンカーボルトの簡略検討事例	85